

## 一部営業店における宮城県収入証紙取扱い廃止のお知らせ

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、一部営業店におきまして、宮城県収入証紙の取扱いを廃止させていただきます。なお、取扱いを継続する営業店については、下記のとおりとなります。

ご利用いただいているお客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、より一層質の高い金融サービスを提供させていただくよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 宮城県収入証紙の取扱いを継続する営業店（33カ店）

地域	営業店名			
仙台市	本店営業部	県庁支店	卸町支店	東卸町支店
	中田支店	長町支店	泉支店	六丁目支店
	長命ヶ丘支店	宮城町支店		
富谷市・大和町	富谷支店	吉岡支店		
宮城県沿岸部	塩釜支店	松島支店	多賀城支店	利府支店
	中津山支店	石巻支店	渡波支店	蛇田支店
	気仙沼支店			
宮城県北部	古川支店	築館支店	若柳支店	佐沼支店
宮城県南部	白石支店	大河原支店	丸森支店	角田支店
	亘理支店	山下支店	岩沼支店	増田支店

## 2. 実施日

2020年10月1日（木）

以上

